

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成29年5月19日付け答申第131号)

1 事案の概要

H27.7.2 異議申立人

情報公開条例（以下「条例」）に基づき、知事（以下「実施機関」）に対し、次のとおり開示請求（以下「本件開示請求」）

熊本県知事の諮問（諮問第154号「特定個人（〇〇氏）に係る『相談記録』の不開示決定（存否応答拒否に関する件）」）に対する熊本県情報公開審査会の答申（平成27年2月6日付け答申第113号）で、実施機関は不開示とした理由について、「一般に、相談記録に記載される内容は、個人に関する情報」というものであった。

- ① 〇〇氏本人による相談記録に関する開示請求で、熊本県はすでに廃棄したとして、一部分を開示した。当該廃棄に至った経緯の議事録・協議録。
- ② ①の廃棄はいつ、どこで、誰が行ったのか。このことに関する記録。
- ③ 当該廃棄は知事や県上層部の承認を得たものなのか。このときの記録。
- ④ 当該記録の「住所」欄等には「〇〇〇」（平成6年7月1日（乙第50号証））と記載されていた。このことに至った経緯の記録及び記載マニュアル。
- ⑤ 「年令」欄においては、〇〇氏の〇〇〇は「〇〇才」と記載すべきところを、「〇〇才」（同）4年6月27日（乙第48号証）と記載されていた。この記載ミスに至った経緯の記録及び記載マニュアル。

H27.8.12 実施機関

保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、上記④及び⑤の「記載マニュアル」以外の文書（以下「本件請求文書」という。）について、条例第10条の規定に基づき、行政文書の存否を明らかにしない不開示決定（以下「本件不開示決定」）

H27.10.15 異議申立人

本件不開示決定を不服とし、異議申立て

H28.3.23 実施機関

情報公開審査会に諮問（諮問第175号）

2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

- ・ 本県不開示決定を取り消すことを求める。
- ・ 実施機関の当該処分及び当該理由は、〇〇氏の「知る権利」を不当に害するもので、しかもこれは県が〇〇氏の医療機関の調査を意図的に懈怠したことで、〇〇氏が水俣病に罹患したことを証明する資料(カルテ)が廃棄された問題と重なることから、同じ過ちを繰り返さないためにも実施機関が速やかに開示することを求める。
- ・ 「条例10条に該当」と、実施機関は如何にも当該処分の正当性をあげているが、「情報隠し」と言いたい。
- ・ 本件処分は不当なもので、異議申立人が〇〇氏に関する情報を得たとしても、当

該記録は〇〇氏に送付するつもりでいるので、実施機関が説明するような〇〇氏の権利利益を害するおそれはない。

(2) 実施機関

本件請求文書については、その存否について回答すること自体が、特定個人が相談したかしなかったかという個人情報（不開示情報）を開示する事になるため、文書の存否を明らかにしない不開示とした。

3 審査会の判断

(1) 結論

実施機関が行った本件不開示決定は、妥当である。

(2) 理由

本件開示請求は、特定個人に係る「相談記録」の廃棄に係る各文書及び記載に至った経緯の記録についての開示を求めたものであり、その存否を明らかにするだけで、県に相談を行ったかどうかという特定個人に関する情報を明らかにしてしまう結果となり、条例第7条第2号の不開示情報を開示することになると認められる。

諮問実施機関	： 熊本県知事
諮問日	： 平成28年3月23日（諮問第175号）
答申日	： 平成29年5月19日（答申第131号）
事案名	： 特定個人に係る「相談記録」の廃棄及び記載事項等に関する議事録・協議録等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、特定個人に係る「相談記録」の廃棄及び記載事項等に関する議事録・協議録等について、平成27年8月12日に存否を明らかにしないで行った不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

1 平成27年7月2日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

熊本県知事の諮問（諮問第154号「特定個人（〇〇氏）に係る『相談記録』の不開示決定（存否応答拒否に関する件）」）に対する熊本県情報公開審査会の答申（平成27年2月6日付け答申第113号）で、実施機関は不開示とした理由について、「一般に、相談記録に記載される内容は、個人に関する情報」というものであった。

① 〇〇氏本人による相談記録に関する開示請求で、熊本県はすでに廃棄したとして、一部分を開示した。当該廃棄に至った経緯の議事録・協議録。

② ①の廃棄はいつ、どこで、誰が行ったのか。このことに関する記録。

③ 当該廃棄は知事や県上層部の承認を得たものなのか。このときの記録。

④ 当該記録の「住所」欄等には「〇〇〇」（（平成）6年7月1日（乙第50号証））と記載されていた。このことに至った経緯の記録及び記載マニュアル。

⑤ 「年令」欄においては、〇〇氏の〇〇〇は「〇〇才」と記載すべきところを、「〇〇才」（（同）4年6月27日（乙第48号証））と記載されていた。この記載ミスに至った経緯の記録及び記載マニュアル。

2 平成27年8月12日、実施機関は、上記④及び⑤の「記載マニュアル」以外の文書（以下「本件請求文書」という。）について、条例第10条の規定に基づき、行政文書の存否を明らかにしない不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。（※④及び⑤の「記載マニュアル」は諮問第176号答申第132号参照）

- 3 平成27年10月15日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 4 平成28年3月23日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定を取り消すことを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 実施機関の当該処分及び当該理由は、〇〇氏の「知る権利」（相談記録の廃棄や、〇〇氏の〇〇〇年令の誤記等。）を不当に害するもので、しかもこれは県が〇〇〇〇氏の医療機関の調査を意図的に懈怠したことで、〇〇氏が水俣病に罹患したことを証明する資料（カルテ）が廃棄された問題と重なることから、同じ過ちを繰り返さないためにも、請求人は〇〇氏の代理人として、本件開示請求に関する行政文書は不可欠なものであるので、実施機関が速やかに開示することを求める。

「条例10条に該当」と、実施機関は如何にも当該処分の正当性をあげているのだが、〇〇氏や支援者から見ると「情報隠し」と言いたい。この体質こそが、〇〇氏を長い年月にわたって放置してきた要因であることから、実施機関が当該行政文書を開示しない限り、国及び県と加害企業チッソ株式会社に殺された〇〇氏は一生浮かばれることができないのであるばかりか、〇〇氏が生きた証さえも黙殺したのもであった。

だからこそ、当該誤記は〇〇氏の尊厳及び基本的人権を蹂躪したものであることから、それが他の水俣病被害者の相談記録においても相談事務所ならばやりかねないので、この問題を解決するためにも、実施機関は速やかに開示することを、異議申立人は強く求める。

- (2) 本件処分は不当なもので、それは異議申立人が〇〇氏に関する情報を得たとしても、当該記録は〇〇氏に送付するつもりでいるので、実施機関が説明するような〇〇氏の権利利益を害するおそれはない。

しかも、県が〇〇氏に開示した相談記録には、〇〇氏の〇〇〇年齢を「〇〇才」と記載すべきところを「〇〇才」などの誤記があることに気づいたのは、異議申立人である。このことからしても、異議申立人が〇〇氏の権利等を害することは絶対でない。

- (3) 以上のとおり、実施機関が不開示決定とした処分は不当なものであることから、異議申立人は当該処分の取り消しを求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書等での説明内容を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

1 存否を明らかにしない不開示決定について

本件請求文書については、その存否について回答すること自体が、特定個人が相談したかしなかったかという個人情報（不開示情報）を開示する事になるため、条例第10条に該当し、文書の存否を明らかにしない不開示とした。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求は、特定個人に係る「相談記録」の廃棄に係る各文書及び記載に至った経緯の記録についての開示を求めたものである。

2 条例第7条第2号及び条例第10条の規定について

- (1) 条例第7条第2号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

同号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されうるような情報が記録されている行政文書については、原則として不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録されている行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

- (2) 条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

同条は、一定の場合に、実施機関が、行政文書の存否自体を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることを定めたものである。

3 本件不開示決定の妥当性について

本件開示請求は、上記1に記載のとおり、特定個人に係る「相談記録」の廃棄に係る各文書及び記載に至った経緯の記録についての開示を求めたものであり、その存否を明らかにするだけで、県に相談を行ったかどうかという特定個人に関する情報を明らかにしてしまう結果となる。

すなわち、本件請求文書の存否を答えることは、条例第7条第2号の不開示情報を開示することとなるため、本件開示請求については、条例第10条の規定により、本件請求文書の存否を明らかにしないで、請求を拒否すべきものと認められる。

よって、存否を明らかにしないで行った本件不開示決定は、妥当である。

4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会 長 鹿瀬島正剛
会長職務代理者 原島 良成
委 員 立石 邦子
委 員 井寺 美穂
委 員 末松 恵美

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年 3月22日	・ 諮問（第175号）
平成28年 6月20日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成28年 8月 3日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成29年 1月18日	・ 審議

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 2 9 年 2 月 1 5 日	・ 審 議
平成 2 9 年 3 月 1 5 日	・ 実 施 機 関 か ら の 説 明 聴 取、 審 議
平成 2 9 年 4 月 1 8 日	・ 審 議